

松江市告示第 158 号

松江市骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱（令和 4 年松江市告示第 251 号）の一部を次のように改める。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>松江市<u>がん治療後等</u>の予防接種再接種費用助成事業実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>がん治療又は造血幹細胞移植等(以下「がん治療等」という。)</u>により、<u>治療前に接種した予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。)</u>に基づく定期の予防接種(以下「定期予防接種」という。)の予防効果が期待できないと医師に判断された者が、任意で再度の予防接種を受ける場合に要する費用を助成する松江市<u>がん治療後等</u>の予防接種再接種費用助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>松江市<u>骨髄移植後等</u>の予防接種再接種費用助成事業実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>骨髄移植等</u>により、<u>治療前に接種した予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。)</u>に基づく定期の予防接種(以下「定期予防接種」という。)の予防効果が期待できないと医師に判断された者が、任意で再度の予防接種を受ける場合に要する費用を助成する松江市<u>骨髄移植後等</u>の予防接種再接種費用助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第 2 条 この要綱において「<u>骨髄移植等</u>」とは、<u>骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯</u></p>

(助成対象者)

**第2条** この要綱による助成は、接種日時点において松江市内に住所を有し、次に掲げる要件を全て満たす者を対象とする。

(1) がん治療等により、治療前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者

(2) 予防接種 を受ける日において 20歳未満の者 (予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第2条の7の表の上欄に掲げる特定疾病に係る助成対象予防接種を受ける者については、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に満たないもの)

(助成の対象となる予防接種)

**第3条** 助成の対象となる予防接種は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。)の規定によるワクチンであること。

血移植その他の造血幹細胞移植をいう。

(助成対象者)

**第3条** この事業の対象となる者は、次の要件を全て満たす者(以下「助成対象者」という。)とする。

(1) 再度の予防接種(以下「再接種」という。)を受取る日において、松江市内に住所を有する20歳未満の者 (予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第2条の7の表の上欄に掲げる特定疾病に係る助成対象予防接種を受ける者については、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に満たないもの)

(2) 骨髄移植等によって移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者

(助成の対象となる予防接種)

**第4条** 助成の対象となる予防接種は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

**(3) がん治療等前**に法、施行規則及び**実施規則**

\_\_\_\_\_の規定に基づき実施された予防接種 \_\_\_\_\_の免疫が**がん治療等**によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること。

(助成金の額)

**第4条** 助成金の額は、再接種の費用として助成対象者が**実際に**医療機関へ支払った金額 \_\_\_\_\_

とする。

(認定申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする助成対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、松江市**がん治療後等**の予防接種の再接種費用助成対象認定申請書(様式第1号)を、助成対象者が再接種を受ける前に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 松江市**がん治療後等**の予防接種の再接種にかかる医師の意見書(様式第2号)

(2) 母子健康手帳ほか**がん治療等**を行う前に定期予防接種を受けた履歴が確認できるものの写し

(助成の認定等)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否について認定する。

2 市長は、前項の規定により助成可能と認

**(2) 移植前**に法、施行規則及び**予防接種実施規則(昭和23年厚生省令第36号)**

の規定に基づき実施された予防接種 ワクチンの免疫が**骨髄移植等**によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること。

(助成金の額)

**第5条** 助成金の額は、再接種の費用として助成対象者が \_\_\_\_\_医療機関に支払った金額又は**再接種を受けた日の属する年度に市が医療機関と締結した予防接種委託契約書に定める委託料の金額(消費税及び地方消費税を含む。)**のいずれか低い金額

とする。

(認定申請)

**第6条** 助成金の交付を受けようとする助成対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、松江市**骨髄移植後等**の予防接種の再接種費用助成対象認定申請書(様式第1号)を、助成対象者が再接種を受ける前に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 松江市**骨髄移植後等**の予防接種の再接種にかかる医師の意見書(様式第2号)

(2) 母子健康手帳ほか**骨髄移植等**を行う前に定期予防接種を受けた履歴が確認できるものの写し

(助成の認定等)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否について認定する。

2 市長は、前項の規定により助成可能と認

定したときは、松江市がん治療後等の予防接種の再接種費用助成対象認定通知書(様式第3号)により、助成可能と認定しなかったときは、松江市がん治療後等の予防接種の再接種費用助成対象不認定通知書(様式第4号)により、申請者に対し通知する。

#### **第7条** 略

(助成金の交付請求)

**第8条** 申請者は、前条の規定により助成対象者が再接種を受けた後、松江市がん治療後等の予防接種の再接種費用助成金交付請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(助成金の支給)

**第9条** 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対して松江市がん治療後等の予防接種の再接種費用助成金交付確定通知書(様式第6号)により通知し、助成金を支給するものとする。

#### **第10条・第11条** 略

様式第1号(**第5条**関係)

松江市がん治療等の予防接種の再接種費用  
助成対象認定申請書  
略

様式第2号(**第5条**関係)

松江市がん治療等の予防接種の再接種にか  
かる医師の意見書  
略

定したときは、松江市骨髄移植後等の予防接種の再接種費用助成対象認定通知書(様式第3号)により、助成可能と認定しなかったときは、松江市骨髄移植後等の予防接種の再接種費用助成対象不認定通知書(様式第4号)により、申請者に対し通知する。

#### **第8条** 略

(助成金の交付請求)

**第9条** 申請者は、前条の規定により助成対象者が再接種を受けた後、松江市骨髄移植後等の予防接種の再接種費用助成金交付請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(助成金の支給)

**第10条** 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対して松江市\_\_\_\_\_予防接種\_\_再接種費用助成金交付確定通知書(様式第6号)により通知し、助成金を支給するものとする。

#### **第11条・第12条** 略

様式第1号(**第6条**関係)

松江市骨髄移植後等の予防接種\_\_再接種費用  
助成対象認定申請書  
略

様式第2号(**第6条**関係)

松江市骨髄移植後等の予防接種の再接種にか  
かる医師の意見書  
略

様式第 3 号(第 6 条関係)

松江市がん治療等の予防接種の再接種費用  
助成対象認定通知書  
略

様式第 4 号(第 6 条関係)

松江市がん治療等の予防接種の再接種費用  
助成対象不認定通知書  
略

様式第 5 号(第 8 条関係)

松江市がん治療等の予防接種の再接種費用  
助成金交付請求書  
略

様式第 6 号(第 9 条 関係)

松江市がん治療等の予防接種の再接種費用助  
成金交付確定通知書  
略

様式第 3 号(第 7 条関係)

松江市骨髄移植後等の再接種費用助成対象認  
定通知書  
略

様式第 4 号(第 7 条関係)

松江市骨髄移植後等の予防接種の再接種費用  
助成対象不認定通知書  
略

様式第 5 号(第 9 条関係)

松江市骨髄移植後等の予防接種の再接種費用  
助成金交付請求書  
略

様式第 6 号(第 10 条関係)

松江市\_\_\_\_\_予防接種\_\_再接種費用助  
成金交付確定通知書  
略

#### 附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。